

一般社団法人千代田区スポーツ協会 個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人千代田区スポーツ協会（以下「本会」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「個情法ガイドライン」という。）に定める個人データ（本会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、本会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下同じ。）の安全管理措置について、必要な措置を定めるものである。

(定義)

第2条 用語の定義は、個人情報保護法及び個情法ガイドラインに定めるところによる。

第2章 管理体制

(責任者の設置)

第3条 個人データの取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を置くこととし、理事長が務め、担当事務局を事務局長とする。

2 責任者は、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本要領に定められた事項を遵守し、かつ役職員に遵守させるために、本要領に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。

(個人データを取り扱う従業者)

第4条 各個人データについては、各担当事務局員が業務範囲に応じて取り扱うものとする。なお、業務上必要最小限の範囲において担当役員に開示する場合がある。

2 次に掲げる組織体制を整備する。

（1）従業者が、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報保護委員会が定める規則（以下「規則」という。）、個情法ガイドライン及び本要領（以下総称して「法令等」という。）に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制

（2）個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制

3 前項（1）及び（2）における報告連絡体制及び対応手順について、別紙1の様式

により明確化する。

第3章 従業者の教育

(従業者の教育)

第5条 従業者に、個人データの取扱いに関する留意事項について、定期的な研修等の企画、実施等の適切な教育を行うことにより、個人データの適正な取扱いを周知徹底する。

第4章 個人データの取扱い

(個人データの取扱いに係る規律に従った運用)

第6条 本規程に従った運用を確保し、個人データの取扱いの検証を可能とするために、次の項目を記録する。

- ・個人情報データベース等の利用・出力状況
- ・個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- ・個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- ・個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(個人データの取扱状況の確認)

第7条 本規程に従って個人データの取扱いがなされていることを確認するために、次の項目をあらかじめ明確化し、個人データの取扱状況を確認する手段を整備するとともに、個人データの取扱状況を把握する。

- ・個人情報データベース等の種類、名称
- ・個人データの項目
- ・責任者・取扱部署
- ・利用目的
- ・アクセス権を有する者 等

(取扱区域)

第8条 個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）とする。

2 取扱区域について、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(機器及び電子媒体等の取扱い)

第9条 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずる。

2 個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じる。

(廃棄等)

第10条 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行う。

2 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認する。

(委託先の監督)

第11条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法に基づき、自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。

3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、委託先における個人データの取扱状況を把握する。

(アクセス制御等)

第12条 従業者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

2 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

3 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

4 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。

(評価及び見直し)

第13条 責任者は、個人データの取扱状況を把握し、その取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。

2 責任者は、前項の点検等の結果を踏まえ、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

第5章 その他

(規約の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第15条 本規程で処理できない場合には、会長及び業務執行理事とで協議し、常務理事会において承認を得て処理するものとする。

附則

本規定は、令和7年7月7日開催の第4回理事会の日から施行する。